

## 規則

埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三十三号

埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、医療又は経営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員（次項、第八条及び第九条第二項において「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する委員等が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。